

よくあるご質問

受給要件や申請手続きについてご不明な点がございましたら、応援手当窓口(0853-21-6555)までお早目にお問い合わせください。

1. 公務員ですが、職場から証明書をもらっていません。発行されるのを待っていたら良いですか。

国から所属庁に対し証明書を発行するよう依頼が出ていますので、まだ証明書を受け取っておられない場合には、所属庁(勤務先)に至急ご確認ください。
このホームページからダウンロードした申請書を所属庁(勤務先)に提出し、証明を受けてから申請されても構いません。

2. 基準日(令和7年9月30日)時点では公務員でしたが、現在は転職・退職しています。それでも当時の所属庁の証明が必要ですか。

はい。原則、当時の勤務先から証明を受けてから申請をしてください。どうしても証明を受けることが難しい場合には、応援手当窓口までお問い合わせください。

3. 基準日以降に出雲市へ転入しました。申請はどうしたらいいですか。

●児童手当受給者が公務員の方

基準日時点で住民登録のあった市区町村に申請をしてください。市区町村によって申請受付期間が異なりますので、早目にご確認ください。

●公務員以外の方

基準日時点で児童手当を受給していた市区町村からまだ支給がない場合には、該当の市区町村にお問い合わせください。

4. 上の子の分は既に申請(または受給)しました。令和8年3月に下の子が生まれますが、下の子の分は申請が必要ですか。

- ・児童手当受給者が公務員の場合には、あらかじめ勤務先で証明を受けてから申請をしてください。新生児分の児童手当受給状況がわかる書類でも構いません。
3月生まれのお子さん分の申請期限は、**令和8年4月30日(木)**です。
- ・公務員以外の方で出雲市役所で児童手当の増額請求をされた場合には、申請不要です。後日児童手当支給口座へ振り込みます。

5. 児童手当受給者は単身赴任していて出雲市外にいます。忙しくて居住地で手続きができませんので、出雲市内にいる家族が出雲市役所に申請をすることはできますか。

この手当は児童手当受給者に対して支給しますので、児童手当受給者の方がお住まいの市区町村(住民登録のある市区町村)へ申請方法や申請期限など早目にご確認ください。

6. 児童手当を受給していませんが、この手当は受けられますか。

個別の状況をお伺いしますので、応援手当窓口までご相談ください。

7. 基準日以降に海外から帰国・入国しました。基準日時点では児童手当を受けていませんでしたが、入国後に児童手当は受けています。この手当は受け取れますか。

基準日時点の児童手当受給状況に基づいて手当を支給しますので、この手当は対象になりません。なお、入国後、令和8年4月1日までに生まれたお子さん分については、この手当の対象となります。

その他：児童手当受給者だった方や手当支給対象年齢のお子さんがお亡くなりになっている場合には個別に状況をお伺いし手続きについてご案内しますので、応援手当窓口までご連絡ください。